

# 東京都の周産期搬送システムにおける 母体及び新生児搬送の取扱について

(平成 28 年 4 月 1 日適用)

## <平成 27 年度周産期搬送体制検証部会における検討事項>

### 【母体救命搬送システム】

産褥期は、入院している場合のみ対象だったが、退院後の自宅での大量出血や外来受診からの搬送に対応するため、母体救命搬送システム対象症列表の「産褥入院期間中」の表現を変更

(変更前) 対象は、妊娠初期から産褥入院期間中までの患者

↓

(変更後) 対象は、妊娠初期から産褥期までの患者

### 【周産期搬送コーディネーター】

(母 体)

産後 7 日以降であっても、産科選定が必要な場合は、コーディネーターの選定対象とする。

産後 1 ヶ月までを目安とし、入院期間中であるか否かは問わない。

(新生児)

出生後 7 日未満までの児について、コーディネーターの選定対象とする。

入院期間中であるか否かは問わない。

\* 統計上、「周産期」とは、妊娠満 22 週から生後満 7 日未満までの期間を指すが、周産期医療の対象はこの期間に限らない。